

# 川崎市請負工事特記仕様書集

## 目次

建設副産物に関する共通事項特記仕様書.....	1
川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書 .....	2
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書.....	3
川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書.....	4
一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書.....	5
一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書.....	6
一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書 .....	7
一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合） .....	8
一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書.....	9
過積載特記仕様書 .....	10
現場環境改善特記仕様書.....	11
公共事業労務費調査特記仕様書.....	13
道路工事等に伴う植栽工特記仕様書(枯補償適用工事) .....	14
舗装履歴台帳特記仕様書.....	15
熱帯材使用型枠の削減に係る特記仕様書.....	16
アスファルト混合物事前審査制度に係る特記仕様書.....	17
境界保全測量に係る特記仕様書.....	18
現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書.....	19
公共工事における再生コンクリート砂（RC - 10）の使用に係る特記仕様書 .....	20
ホタテ貝殻入り路面標示塗料による路面標示工事特記仕様書.....	21
環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書.....	22
電子納品特記仕様書（工事） .....	23
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材 .....	24
に係る分別解体等に関する省令第4条に関する手続き特記仕様書.....	24
不陸整正特記仕様書.....	25
設計書記載数量等の取り扱いに関する特記仕様書 .....	26
舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書.....	27
鉛等の有害物を含有する塗料の剥離作業等に関する特記仕様書 .....	28
工事期間中における夜間・休日等の連絡体制に関する特記仕様書.....	29
設計図面の表記省略に関する特記仕様書.....	30
総価契約単価合意方式特記仕様書 .....	31
1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書.....	32

## 建設副産物に関する共通事項特記仕様書

(共通事項)

第1条 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）」等に基づき、次の対象工事について、本工事に係る再生資源利用〔促進〕計画書を作成し、施工計画書に含め、各1部提出する。また、工事完了後速やかに計画の実施状況（実績）について、再生資源利用〔促進〕実施書を作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。

- ・再生資源利用計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
  - ① 1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入する工事
  - ② 500トンの以上の砕石を搬入する工事
  - ③ 200トンの以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事
- ・再生資源利用促進計画書の作成対象工事(次のいずれかに該当する工事)
  - ① 1,000m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事
  - ② アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊及び建設発生木材の合計で200トン以上搬出する工事
- ・再生資源利用実施書の作成対象工事  
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事
- ・再生資源利用促進実施書の作成対象工事  
最終請負金額100万円（消費税を含む）以上の工事

2 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。その内容は建設廃棄物の種類別特記仕様書で定める。なお、建設廃棄物の処分にあたり、受注者（排出事業者）は処分業者と建設廃棄物処理委託契約を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。

また、収集運搬業務を委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。

なお、建設廃棄物とは、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストなどをいう。

3 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく、産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票、B2票、D票、E票を監督員に提示し、確認を受ける。

ただし、完成検査日時点でE票が提出されていない場合は、D票のみで完成検査を受検することができる。

(特定建設資材廃棄物の再資源化等の報告)

第2条 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第18条第1項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了し再資源化等報告書を発注者に報告するときは、リサイクル法等に基づく再生資源利用〔促進〕実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告書に添付するものとする。

なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものをいう。

# 川崎市建設発生土搬出入に係る特記仕様書

(横浜市環境創造局改良土プラント)

(改良土の使用)

- 第1条 本工事で使用する埋戻土については、「横浜市環境創造局改良土プラント（以下「改良土プラント」という。）」（横浜市鶴見区末広町1-6-1）で生産された改良土を使用する。
- 2 改良土プラントへ搬入する建設発生土は、本工事から発生する建設発生土とする。
  - 3 改良土プラントへの建設発生土の搬入量と改良土の搬出量は同量とする。
  - 4 受注者は、川崎市建設副産物取扱要綱、同要領及び同基準に定める事項を遵守するものとする。

(建設発生土・改良土の運搬)

- 第2条 受注者は、建設発生土又は改良土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

(改良土プラントの利用上の注意点)

- 第3条 受注者は、改良土プラントを運営する横浜改良土センター株式会社が定める施設利用要領に基づき利用申込手続き、改良土利用料金、利用日時、利用条件等の事項を遵守し利用するものとする。

(検査等)

- 第4条 受注者は、「発生土・改良土整理券」の交付を受けたとき、すべての「発生土・改良土整理券」を監督員に提示し、確認を受けるものとする。
- 2 受注者は、本工事に交付された「発生土・改良土整理券」を他の工事に使用してはならない。
  - 3 受注者は、監督員から工事途中で搬出入状況について確認を求められたときは、速やかに「発生土・改良土整理券」を提示し、報告するものとする。
  - 4 受注者は、工事完成検査のとき、「発生土・改良土整理券」の半券を検査員に提示するものとする。

# 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

## (浮島指定処分地)

### (建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、「浮島指定処分地」(川崎区浮島町 523-1 番地先)に搬入する。

2 受注者は、川崎市浮島指定処分地建設発生受入要綱に定める事項を遵守するものとする。

### (建設発生土の運搬)

第2条 受注者は、建設発生土の運搬中に積載物が飛散、流出又は落下しないよう十分な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、工事現場において建設発生土を車輛に積み込む際に、過積載のないよう周知徹底するものとする。

### (浮島指定処分地の利用上の注意点)

第3条 受注者は、事前に浮島指定処分地の開業日、受付時間、雨天時の開場等を確認してから搬入するものとする。

2 受注者は、受付に搬入整理券を渡し、土砂の確認を受け、搬入が認められたときは、係員からの指示に従い投入するものとする。

3 受注者は、搬入が認められたものでも積降し又は投入中に建設発生土の中に受入基準に適合しないもの(コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等)が発見された場合には、受注者の責任において撤去しなければならない。

### (検査等)

第4条 受注者は、建設発生土の搬入の完了後速やかに監督員へ報告を行い、監督員から受領する浮島指定処分地搬入実績書を保管するものとする。

2 受注者は、本工事に交付された搬入整理券を他の工事に使用してはならない。

3 受注者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに搬入整理券を提示し、報告するものとする。

4 受注者は、工事完成検査のとき、浮島指定処分地搬入実績書を検査員に提示するものとする。

# 川崎市建設発生土搬入に係る特記仕様書

(建設資源広域利用センター)

(建設発生土の搬入先)

第1条 本工事から発生する建設発生土については、(株)建設資源広域利用センター（以下「UCR」という。）の管理する受入地に搬入する。

(UCR利用の手続き)

第2条 受注者は、UCRに土砂搬入申込書に必要な書類を添付して提出し、手数料を支払い、土砂搬入管理券の交付を受け、UCRの指示に従い建設発生土を受入地へ搬入する。

(UCR受入地の利用上の注意点)

第3条 UCR受入地へ搬出できる建設発生土は、受入地毎の建設発生土受入基準に適合したものであること。

2 搬出量に係らず、UCRが定める土質試験を搬入前に実施し、その結果をUCRに通知するものとする。詳細は「UCR受入地利用案内」による。

3 搬出条件は、「UCR受入地利用案内」による。なお、搬入手続き等は監督員の指示による。

4 発注者の設計変更等による土量の増減がある場合以外は、UCRの規定により土砂搬入管理券の枚数は変更はしない。

：・

(検査等)

第4条 受注者は、土砂搬入管理券の交付を受けたとき、すべての土砂搬入管理券に所定の事項を記入して、監督員に提示し、確認を受けるものとする。

2 受注者は、本工事に交付された土砂搬入管理券を他の工事に使用してはならない。

3 受注者は、監督員から工事途中で搬出状況について確認を求められたときは、速やかに土砂搬入管理券を提示し、報告するものとする。

4 受注者は、工事完成検査のとき、土砂搬入管理券を検査員に提示するものとする。

## 一般土木請負工事コンクリート塊処理特記仕様書

(処理方法)

第1条 本工事から発生するコンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

(処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書にコンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(取り壊し条件)

第3条 コンクリート塊の取り壊しは、径30cm未満の大きさに破砕すること。

(運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

(運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

## 一般土木請負工事アスファルト・コンクリート塊処理特記仕様書

### (処理方法)

第1条 本工事から発生するアスファルト・コンクリート塊は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

### (処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書にアスファルト・コンクリート塊の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

### (取り壊し条件)

第3条 アスファルト・コンクリート塊の取り壊しは、縦・横の平均寸法が50cm未満の大きさに破碎すること。

### (運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

### (運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

### (遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。



## 一般土木請負工事路盤廃材処理特記仕様書

(処理方法)

第1条 本工事から発生する路盤廃材は、川崎市建設副産物取扱要綱に規定する「指定工場」に搬入する。

(処理計画)

第2条 受注者は、施工計画書に路盤廃材の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定工場」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(運搬経路)

第3条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

(運行管理)

第4条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第5条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

(遵守事項)

第6条 受注者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

## 一般土木請負工事建設汚泥等処理特記仕様書（委託処理の場合）

### （処理方法）

第1条 本工事から発生する建設汚泥等は、リサイクルを基本とし、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託するものとする。

### （処理計画）

第2条 受注者は、施工計画書に建設汚泥等の処理計画を添付する。処理計画には、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）、中間処理及び最終処分業者（処理及び処分場所、産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）並びに処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

### （運搬経路）

第3条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

### （運行管理）

第4条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

### （検査等）

第5条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処理状況の写真等を監督員に提示するものとする。

### （遵守事項）

第6条 受注者は、処理に際し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）及び「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を厳守するものとする。

## 一般土木請負工事建設発生木材等処理特記仕様書

(対象)

第1条 建設発生木材等とは、建設工事（建築物、工作物の新築、改築又は除去に係るものに限る。）に伴って副次的に得られる解体木くず、伐木材、伐根材その他の木材が廃棄物になったものをいう。

(処理方法)

第2条 本工事から発生する建設発生木材等は、建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領に規定する「指定事業者」に搬入する。

(処理計画)

第3条 受注者は、施工計画書に建設発生木材等の処理計画を添付する。処理計画には、運搬業務を委託する場合は、収集運搬業者名（産業廃棄物収集運搬の許可番号を含む。）を、また「指定事業者」の名称（産業廃棄物処分業の許可番号を含む。）、処理方法及び運搬経路を明記し、監督員に提出する。

(運搬経路)

第4条 受注者は、運搬経路の設定にあたっては、事前に経路付近の状況を調査し、必要に応じて関係機関と打合せを行い、騒音・振動・塵埃等の防止につとめるものとする。

(運行管理)

第5条 受注者は、運行経路の交通状況、交通事情、障害の有無等について常に事態を把握し、安全な運行が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(検査等)

第6条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提出するものとする。

(遵守事項)

第7条 受注者は、処理に際し、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）を厳守するものとする。

## 過積載特記仕様書

受注者は、工事施工に伴う建設副産物、生コンクリート及び工事用資材等（以下「建設資材」という。）を運搬する大型貨物自動車等の使用にあたっては、交通事故及び交通災害の防止に努めるとともに、次の事項を遵守すること。

- (1) 積載重量制限を超えて建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし枠装着車、不表示車等に建設資材を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から建設資材の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係にあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を建設資材の運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設資材の処理及び骨材の購入等に当たって、下請け事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故防止に関する特別措置法（以下「法」という）」を遵守し、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。  
また、法の目的に鑑み、法12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等の加入者の使用を促進すること。
- (7) 以上のことについて、元請業者は、下請け業者を十分に指導すること。

## 現場環境改善特記仕様書

(現場環境改善の目的)

第1条 川崎市発注の公共工事において、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するものである。

(対象となる内容と範囲)

第2条 工事に伴い実施する現場環境改善（仮設備関係、営繕関係、安全関係）及び地域連携に関するものを対象とする。また、原則、すべての屋外工事を対象とするが、維持工事等で実施が困難なもの及び効果が期待出来ないものについては、対象外とすることが出来る。

(受注者の義務)

第3条 受注者は、施工に際しこの趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施しなければならない。

(実施内容)

第4条 次に示す別表-1の内容のうち、原則として各計上費目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。発注者が指定していない場合は、受注者が選定し、監督員と協議の上決定すること。

[別表-1]

計上費目	実施する内容（率計上分）
現場環境改善 (仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備、 2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設、 4.見学路及び椅子の設置 5.昇降設備の充実、 6.環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	1.現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） 2.労働宿舍の快適化 3.デザインボックス（交通誘導警備員待機室） 4.現場休憩所の快適化 5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） 2.盗難防止対策（警報器等） 3.避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1.完成予想図、 2.工法説明図、 3.工事工程表 4.デザイン工事看板（各工事 PR 看板含む） 5.見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6.見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7.パンフレット・工法説明ビデオ 8.地域対策費（地域行事等の経費を含む） 9.社会貢献

(ロゴ・キャラクターの使用)

第5条 川崎市が権利を保有するロゴ・キャラクター等を使用する際は、監督員と事前に協議を行うこと。

また、川崎市以外の第3者が権利を保有するロゴ・キャラクター等を使用する際は、事前に監督員の承諾を得るとともに、受注者の責任において権利保有者と協議を行い、使用許可を得ること。

(実施予定内容の提出)

第6条 具体的な実施内容、実施期間については、施工計画書に含め提出すること。

(実施結果の報告)

第7条 工事完了時には、別紙の書式例を参考に実施報告書を提出するとともに、実施状況写真を添付すること。

(現場管理費)

第8条 本仕様書で規定する現場環境改善の実施にかかわる現場管理費は、現場環境改善費に含むものとする。

## 公共事業労務費調査特記仕様書

### 第1条 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が甲の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、乙は、調査票等に必要事項を正確に記入し甲に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

- 2 調査票等を提出した事業所を甲が事後に訪問して行う調査・指導の対象に乙がなった場合、乙は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 3 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、乙は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 4 乙が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、乙は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

## 道路工事等に伴う植栽工特記仕様書(枯補償適用工事)

受注者は、本工事の植栽工について、次の事項を遵守すること。

### 第1条 枯補償

植栽樹木等が工事完了引渡し後1年以内に、かし以外の不可避的な原因により、植栽した時の状態で、枯死又は形姿不良(枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態となると想定されるものを含む。)となった場合は、受注者は当初植栽した樹木等(樹木・地被類)と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとする。樹木等の枯死又は形姿不良の判定は発注者と受注者が立会いのうえ行うものとする。ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の災害により、流失、折損、倒木した場合は、この限りではない。

植替え時期については、発注者と協議するものとする。

### 第2条 提出書類

受注者は、工事の完成検査時に、植栽調書(補植数量未記入)及び位置図、平面図等(2部)の植栽に関する書類を、工事の完成図書に添付して本市監督員へ提出しなければならない。また、枯補償により補植した場合は、補植完了後すみやかに補植数量を記入した植栽調書、補植位置図、補植平面図等を本市監督員に提出し、確認を得ること。

### 第3条 枯補償期間

- (1) 枯補償期間は、工事完了引渡し後1年間とする。
- (2) 植替え後再枯損した場合は、再度植替えを行うものとする。

### 第4条 枯補償確認

- (1) 受注者は、枯補償期限前に本市監督員等へ枯補償確認依頼を行って植栽調書を受け取り、監督員立会いのもと植栽の状況を確認する。
- (2) 植栽の状況を確認し、異常が無い場合は、植栽調書に補植数量ゼロを記入し本市監督員に提出すること。

枯死・形姿不良など樹木等に異常が見られた場合は、本市監督員等から植替えの指示を仰ぎ、補植後に補植数量を記入した植栽調書、補植位置図、補植平面図を本市監督員に提出し、補植の確認を受けること。

### 第5条 植樹保険

受注者は、枯補償による植替え工事を円滑かつすみやかに行うために、植樹保険の対象となる工事については、植樹保険に付すよう努めること。植樹保険に付した場合、工事完成検査時に植樹保険付保証明書を本市監督員に提出する。



# 舗装履歴台帳特記仕様書

## 第1条 総 則

本仕様書は、道路の舗装構成データを集積し、将来の維持・補修計画に役立てるため舗装履歴台帳を作成するものである。

## 第2条 適用工事

総ての舗装工事に適用する。  
ただし、当面の間占用工事は除くものとする。

## 第3条 台帳の作成

受注者は、工事完了後定められた様式に必要事項を記入し、監督員に提出すること。

## 第4条 検査等

受注者は、前条で作成した舗装履歴台帳を工事検査関係書類に添付し、検査を受けるものとする。

## 熱帯材使用型枠の削減に係る特記仕様書

### 第1条 目的

本特記仕様書は、地球環境保全の観点から、従前使用されていた熱帯材を原則とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)を代替型枠材料(鋼製型枠、針葉樹型枠、複合型枠等)へ転換することにより、熱帯材使用型枠の使用量を削減し、熱帯林の保全に寄与することを目的とする。

### 第2条 適用

この特記仕様書については、川崎市建設緑政局が発注する土木工事のうちコンクリート型枠用合板等を用いて施工するコンクリート工事に適用する。

### 第3条 代替型枠の選択

従前使用されていた熱帯材を原料とするコンクリート型枠用合板(熱帯材 100%のもの)は、使用しないものとする。

受注者は、これに代わる代替型枠の選択にあたっては、地球環境保全に配慮するとともに、その工事の作業条件等により、受注者の責任と費用負担により選択するものとし、代替型枠について、施工計画書に記載するものとする。

### 第4条 施工及び最終処理

コンクリート型枠合板(針葉樹型枠、複合型枠)を使用する場合は、塗装されたものを極力使用し、その型枠の転用の増加を図るものとする。

また、最終的な型枠材料の処理としては、できるだけ再利用等を図るなどして資源のムダ使いを無くすよう努めるものとする。

## アスファルト混合物事前審査制度に係る特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、受注者が使用する加熱アスファルト混合物で、加熱アスファルト混合物事前審査の認定を受けたプラントの混合物を使用する場合に適用する。
- 2 受注者は、使用する混合物の種類が、事前審査の認定を受けたアスファルト混合物については、アスファルト製造者より認定書の写しを受け取り、監督員に提出することで品質管理に関する基準試験等を省略することが出来る。
- 3 工事の施工では、「川崎市土木工事共通仕様書」によるもののほか「舗装施工便覧、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説（社団法人日本道路協会発行）」の規定によるものとする。
- 4 密度、アスファルト量、粒度範囲は、「川崎市土木工事共通仕様書」によるもののほか「舗装施工便覧、アスファルト舗装工事共通仕様書・同解説（社団法人日本道路協会発行）」によるものとする。

## 境界保全測量に係る特記仕様書

業務委託料の内容は、( 工種名を記入 )に伴う境界保全測量(境界標埋設を含む)を計上しており、境界保全にあたっては、川崎市境界標保全要綱に従い作業するものとする。

尚、本設計書に計上してある境界保全測量の内容としては、以下のとおりとする。

(例)

作業計画	1 業務
打合せ協議	0000 m
現地踏査	0000 m
現地調査	0000 m
仮杭設置	0000 点
査定基準点測量	0000 点
査定補助基準点設置	0000 点
境界確認	0000 回
境界標埋設(鉄筋コンクリート杭)	0000 本
境界標埋設(プレート)	0000 本
境界標埋設(鉄釘)	0000 本

この作業は、本工事契約履行期限内(本検査前まで)に、境界標保全・マーキング完了報告書を提出し、境界標等に関する検査を終了しておくものとする。

上記以外について疑義が生じた場合は、本市監督員と協議し、承諾を受けてから施工すること。

## 現場代理人の常駐義務の緩和に係る特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事において、「現場代理人の常駐義務緩和取扱要綱」(以下、「要綱」という。)に基づく、現場代理人の常駐義務の緩和対象となる工事に適用する。

### (常駐義務の緩和)

第2条 本工事の現場代理人は、「要綱」の条件を満たす場合、兼任または常駐を要さないことができる。

### (現場代理人の責務)

第3条 現場代理人は、工事請負契約約款第11条第2項の規定に基づき、常駐義務を緩和するそれぞれの工事現場について、常に正しく現場状況等を把握し、安全管理や住民対応等、適切な工事現場の運営及び取締りを実施するとともに、常に監督員との連絡体制を確保すること。

### (常駐義務緩和の承諾)

第4条 受注者は、常駐義務緩和の対象とする場合、必要事項(適用条件、工程表など)を記載した書面を監督員に提出し、事前に承諾を受けること。

### (法令の遵守)

第5条 受注者は、建設業法等関係法令を遵守すること。  
特に、本仕様書の適用については、建設業法第26条第3項に基づく、主任技術者又は監理技術者の専任義務が緩和されるものではないことに留意すること。

### (その他)

第6条 本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

## 公共工事における再生コンクリート砂（RC - 10）の使用に係る特記仕様書

### （目的）

第1条 本特記仕様書は、地球環境保護の観点より、一般土木請負工事から発生するコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、路盤廃材等の建設副産物の有効利用促進に努め、建設廃材を破砕して製造する再生コンクリート砂の使用促進を図ることを目的とする。

### （購入先）

第2条 使用する再生コンクリート砂は、原則として、指定工場（特定建設資材廃棄物等の再資源化処理施設）として登録されている工場から購入すること。

### （使用上の注意点）

第3条 再生コンクリート砂の使用にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

- （1）平成3年8月23日付け、環境庁告示第46号に規定される測定方法に基づき、あらかじめ土壌の汚染に係わる環境基準に適合することを確認すること。
- （2）各工事で1購入先当たり1検体の試験を行うこと。
- （3）この試験は、工事請負業者（現場代理人等）の立会のもと再生砂製品から直接採取した試料により、製造業者が行うこと。
- （4）工事請負業者は、製造業者から提出された試験結果報告書により六価クロムに係わる環境基準の適合確認を行い、これを本市監督員に提出し、確認を受けること。  
※ 工事名を明記した試験報告書を提出する。また、検査機関の領収書等の写しを提出すること。

### （検査等）

第4条 工事請負業者は、工事完成検査のとき、工事名を明記した試験報告書及び検査機関の領収書等を提示すること。

## ホタテ貝殻入り路面標示塗料による路面標示工事特記仕様書

### 1 総 則

- (1) 本仕様書は、ホタテ貝殻粉砕物を含有した路面標示用塗料（白色のみ）を使用する路面標示工事に適用する。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、川崎市土木工事共通仕様書によること。

### 2 諸性能

ホタテ貝殻入り路面標示用塗料は、信号器材(株)「ボンラインシェル（川崎ものづくりブランド第4回認定製品）」及びそれに相当する塗料で、JIS-K5665 3種1号の規格に適合し、かつ下表の性能を有するものとする。

項 目		性 能
標 示 用 塗 料	配合割合	製品20kg中、下記に規定する粒径の消臭処理したホタテ貝殻粉砕物を3kg以上（15%以上）の割合で混合した製品であること。
	粒 径	粒径0.25mm～1.0mm（全量の85%以上が規格を満たし、かつ1.0mm超のものが、全量の3%以下であること。）
散 布 材		ガラスビーズ（JIS R3301 1号）
消 臭 処 理		加熱処理したものとする。

### 3 施工上の留意点

- (1) 標示用塗料  
材料は、施工時に製品指定温度で過熱し、十分に攪拌すること。
- (2) 散布材  
幅15cm長さ1mにつき、20g以上の散布材を散布定着させること。

## 環境配慮行動項目の実施（エコ運搬）に係る特記仕様書

### 第1条 実施対象

元請業者又は下請け業者が保有又は賃借する自動車を使用して貨物又は廃棄物の運搬を行う際、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号。以下「規則」という。）第79条の3に規定する対象自動車を使用し、市内を発着して運行する場合を対象とする。

### 第2条 実施内容

第1条に該当する場合、次に掲げる環境配慮行動項目を実施するよう努めること。

- (1) 自動車の運行に当たってはエコドライブを行うとともに、自動車にはエコドライブを実施する旨の表示（様式任意）を行うこと。
- (2) 規則第79条の2第2号に規定する車種規制不適合車を使用しないこと。
- (3) 低公害・低燃費車を積極的に使用すること。



## 電子納品特記仕様書（工事）

### （電子納品）

- 1 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「最終成果物を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「川崎市電子納品要領(令和2年4月版)」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子データを指す。

### （成果品の提出）

- 2 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で2部提出すること。また、電子納品対象外のものは従来どおり紙で提出すること。「要領」で特に記載のない項目については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。なお、確認用書類については、「要領」の「6. 納品媒体の確認方法」に従い提出すること。

### （事前協議）

- 3 契約締結後速やかに、「要領」に定める事前協議を実施すること。協議に当たっては、事前協議チェックシートの受注者記入部分を記入の上、提出すること。

### （ウイルス対策）

- 4 成果品の提出の際には、必ず最新のウイルス定義を適用したウイルス対策ソフトにより確実にチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認すること。

### （舗装履歴台帳）

- 5 舗装履歴台帳特記仕様書により舗装履歴台帳の提出が義務付けられている工事においては、工事完成時に作成を行ない、電子データを提出する電子媒体へ格納すること。

# 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に関する手続き特記仕様書

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）の対象工事です。請負者は、建設リサイクル法の趣旨に則り、建設廃棄物の発生抑制に努めるとともに建設資材の分別解体等及び排出された建設廃棄物の再資源化に積極的に努めてください。また、再資源化により得られた建設資材を積極的に使用するよう努めてください。

なお、本工事を落札し受注の際には、次のとおり対応してください。

## (1) 請負契約の締結前におこなう手続き

- 1) 建設リサイクル法第12条に基づき、発注者に分別解体等の内容について説明（協議）してください。（「説明書」を提出）（注1参照）
- 2) 契約日の2日前までに「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条に基づく書面」（以下、「書面」という）を記載の上、その書面を発注担当課に持参し、書面の「施設の名称」の欄に記載した施設が川崎市の指定登録工場または指定登録施設であることを双方で確認後、日付の入った受付印を押印したものを受領して下さい。（注2参照）

## (2) 請負契約時に財政局資産管理部契約課あて提出する書類

- 1) 発注担当課の受付印が押されている書面を提出してください。・・・①
- 2) 契約書に上記①を複写したものを袋とじて提出してください。（2部）

## (3) 工事施工中

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊及び建設発生木材については、原則として全て再資源化してください。

## (4) 再資源化等の完了時

再資源化等が完了した時は、すみやかに建設リサイクル法第18条に基づき「再資源化等報告書」を川崎市の監督員に提出するとともに、再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存してください。

## (5) その他

- 1) 分別解体等及び再資源化について、建設リサイクル法の趣旨を十分踏まえて工事の施工にあたってください。
- 2) 指定工場登録リスト（CO塊・As塊）、指定業者登録名簿（木材）及び必要な書類は、川崎市のホームページから以下の手順でダウンロードできます。

トップページ → 組織から探す（局一覧） → 建設緑政局  
→ 技術監理課 → 建設副産物取扱要綱 → ● 指定工場登録リスト  
→ 建設発生木材再資源化に関する事務取扱要領 → ● 指定業者登録リスト  
→ 建設リサイクル法（契約に必要な書類） → ● 説明書・書面・再資源化等報告書

※注1 発注者に説明した内容を下請者に対しても教えてください。

※注2 川崎市ではコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊については、指定登録工場制（建設発生木材については、指定登録施設制）を採用していますので書面には、川崎市の指定登録工場または指定登録施設を記載してください。

## 不陸整正特記仕様書

- 1 本工事における不陸整正は、設計内訳書で指定する材料により、アスファルト舗装等の施工に適した路盤となるように仕上げるものとする。設計内訳書で指定する材料と異なる材料を使用する場合は、監督員の承諾を得るものとする。
- 2 施工に際しては、上記路盤となるよう施工管理を行い、施工状況写真及び施工完了写真を監督員へ提出するものとする。撮影頻度は、川崎市土木工事写真管理基準の出来形管理写真撮影箇所一覧表における 3-2-6-7-2 アスファルト舗装工（上層路盤工）粒度調整路盤工の転圧状況（施工中）及び整正状況（整正後）に準拠すること。
- 3 設計内訳書における不陸整正の規格欄に記載されている厚さについては、積算のための考え方を示すものであり、指定事項ではない。

## 設計書記載数量等の取り扱いに関する特記仕様書

### 第1条 総則

- (1) 工事目的物について、設計図書に記載されている数量は指定事項とする。
- (2) 工事目的物作成に係る一切の手段およびその数量（以下、数量等 という）は、他の契約図書に指定されていない限り、受注者が定めるものであり、指定事項ではない。  
例：掘削・埋戻し・残土等処分等の土工数量、現場発生品運搬の回数、任意施工の仮設数量、舗装版切断の延長、交通誘導警備員の人数 等

### 第2条 契約変更について

- (1) 第1条（1）に該当する数量については、工事打合せ書等により協議が整ったものは、原則として契約変更の対象とする。
- (2) 第1条（2）に該当する数量等については、発注者が積算を行う上での参考値または標準値であり、施工条件の変更等がない限り、原則として、施工数量の増減や工法変更等による契約変更は行わない。なお、施工条件の変更等により契約変更を行う場合は、工事打合せ書等により協議を行うこと。

### 第3条 履行確認について

- (1) 第1条（1）に該当する数量については、川崎市土木工事施工管理基準または、これに準ずる基準に基づき履行確認を行う。
- (2) 第1条（2）に該当する数量等については、施工計画書、道路工事等協議書、地元住民協議経過等を参考に、実際の単位当り（1施工区間当り、1日当り等）の施工数量等の妥当性や法令の遵守状況等を概括的に確認するものとする。

## 舗装版切断時に発生する濁水の処理に関する特記仕様書

(適用)

第1条 この特記仕様書は、本工事におけるアスファルト舗装版切断時及びコンクリート舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(処理方法)

第2条 受注者は、可能な限り吸引により回収した濁水を汚泥の産業廃棄物として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。

2 受注者は、中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならない。

3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬業務委託契約を締結しなければならない。

4 受注者は、濁水の処理に関する履行について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃掃法」という。）において定める産業廃棄物管理票（マニフェスト）により管理するものとする。

5 濁水が発生しない工法を採用した場合は、排水吸引機能を有する舗装切断機械等と同様に粉塵の飛散防止を図るとともに、回収した粉塵は廃掃法に基づき適正な運搬及び処理を図るものとする。

(提出書類)

第3条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する計画を定めなければならない。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可書の写しを添付しなければならない。

(検査等)

第4条 受注者は、工事完了後、産業廃棄物管理票（マニフェスト）及び処分状況の写真等を監督員に提示するものとする。

(実態調査)

第5条 受注者は、本工事等における濁水処理量に係る実態調査を行う場合は、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。

(その他)

第6条 濁水処理量については、舗装版の切断延長または切断深さを変更した場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。

2 本特記仕様書について、発注者と受注者との相互の間に疑義が生じたとき、または本特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 鉛等の有害物を含有する塗料の剥離作業等に関する特記仕様書

### (適用範囲)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事において、橋梁等建設物に塗布された鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業等（以下「剥離等作業」という）を行う工事に適用する。

### (法令の遵守)

第2条 受注者は、剥離等作業を実施する際は、労働安全衛生法や鉛中毒予防規則などの関係法令を遵守し、作業に従事する労働者の健康障害防止に必要な対策を講じること。

### (安全管理計画)

第3条 受注者は、作業に従事する労働者の健康障害防止対策に基づいた安全管理計画を施工計画書に明記し、監督員の承認を得ること。また、その内容について、作業員への周知徹底を図り、安全かつ適正に剥離等作業を実施すること。

### (鉛作業主任者の選任)

第4条 受注者は、鉛中毒予防規則に基づく鉛作業主任者技能講習を修了した者のうちから鉛作業主任者を選任し、監督員に報告しなければならない。また、鉛作業主任者は、剥離等作業時は現場に常駐し、現場の状況を把握するとともに、作業に従事する労働者に対して、必要な指示や指導を行い、適切な安全管理に努めること。

### (その他)

第5条 本仕様書に定めのない事項、または、本仕様書の内容に疑義が生じた場合には、監督員と協議のうえ、適切に対応するものとする。

## 工事期間中における夜間・休日等の連絡体制に関する特記仕様書

本工事の施工上必要な対応を行うために次の事項を遵守すること。

1. 本工事においては、施工時間内だけでなく、夜間・休日等の施工時間外においても、現場での事故、天候の急激な悪化他、不測の事態に備え、常時連絡が取れる電話番号を施工計画書に記載して監督員に提出すること。また、現場組織内の連絡体制を整備すること。
2. 本工事で設置する標示板（工事中看板）には、受注者及びその連絡先を記載し、連絡先については、夜間・休日等の施工時間外においても、常時連絡が取れる電話番号とすること。  
なお、緊急連絡先として、営業時間外の連絡先を営業時間内の連絡先と併記することも可とする。

## 設計図面の表記省略に関する特記仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、川崎市が発注する公共工事の設計図面において「川崎市土木工事標準構造図集」(以下「標準構造図集」という)に掲載のある構造図について表記を省略する場合に適用をする。

(省略する構造図の表示方法)

第2条 構造図の表記を省略した工種については、標準構造図集に掲載されている構造図の図面番号及び作成年月を設計図面の工種別集計表に記載する。

(使用する構造図の確認)

第3条 受注者は、川崎市ホームページに掲載されている標準構造図集から工種別集計表に記載された構造図番号及び作成年月と一致する構造図をダウンロードなどにより入手して、確認すること。

(受発注者間の構造図の確認)

第4条 受注者は、必ず使用する構造図を監督員への提出等により確認を受けた後に施工すること。

(変更設計時の対応)

第5条 工事内容の変更等により新たな工種が発生した場合も、第3条及び前条の規定を適用する。

(その他)

第6条 上記以外について疑義が生じた場合は、本市監督員と協議し、承諾を受けること。



## 総価契約単価合意方式特記仕様書

1 本工事は、工事請負契約における受発注者間の双務性の向上の観点から、請負金額の変更をおこなう場合の金額の算定や内払金額の算定を行うための単価等を前もって受発注者間で協議して合意しておくことにより、設計変更や内払に伴う協議の円滑化を図ることを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

2 本方式の実施にあたっては、「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に基づき行うものとする。

3 「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」に記載のない事項については、受発注者間の協議によるものとする。

※ 「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領」及び「川崎市総価契約単価合意方式試行実施要領の解説」は、川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000052876.html>) からダウンロードできます。

## 1日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

### 第1条 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当って、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。